

公の施設に係る指定管理者評価表

1 施設の概要

所管課	教育部 生涯学習課		
対象施設	施設名	大田原図書館 /黒羽図書館 /湯津上図書室	
	所在地	大田原市中央1-3-15/堀之内656-1/湯津上5-1081	
指定管理者	名称	株式会社図書館流通センター	
	所在地	東京都文京区大塚3-1-1	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	年数	5年
選定方法	公募	評価実施年度	令和5年 4年目

2 利用実績等

実績の内容(単位)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	(大田原) (人)	136,858	160,454	189,096	192,454	
入館者数	(黒羽) (人)	20,757	23,410	24,862	24,373	
入館者数	(湯津上) (人)	9,029	10,153	9,120	10,403	
図書資料貸出数	(大田原) (冊)	265,009	301,290	320,848	317,221	
図書資料貸出数	(黒羽) (冊)	43,342	49,512	50,943	47,336	
図書資料貸出数	(湯津上) (冊)	5,348	5,741	6,174	5,080	

3 収支の状況(対象年度の決算)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比(%)
収入(円)							
	指定管理料	120,980,000	121,015,000	121,051,000	121,086,000		100.0%
	利用料金	51,170	45,960	29,390	26,270		89.4%
	自主事業	7,399	13,845	9,623	6,200		64.4%
	その他				4,000		皆増
合計 A		121,038,569	121,074,805	121,090,013	121,122,470		100.0%
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの		利用料金：複写手数料 自主事業：グッズ販売					
支出(円)							
	事業費	30,975,408	31,873,133	31,824,813	31,341,137		98.5%
	管理費	8,876,697	9,118,449	8,682,208	8,821,729		101.6%
	人件費	72,271,221	71,645,225	71,459,859	71,539,412		100.1%
	自主事業	1,729,327	1,310,402	2,033,386	2,317,745		114.0%
	その他	7,153,505	7,106,012	7,089,747	7,102,447		100.2%
合計 B		121,006,158	121,053,221	121,090,013	121,122,470		100.0%
収支状況(円) A-B		32,411	21,584				
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの		事業費：資料購入費、使用料 管理費：事務費、施設管理費 その他：消費税及び地方消費税					

4 所管課による評価

分類	評価項目	チェック項目	評価点
総則	業務従事者要件	■ 業務執行体制（各業務、作業責任者等）が明確になっているか。	4
	報告書提出	■ 事業報告書は不備なく提出されたか。	3
	意思疎通	■ 市と指定管理者で十分な打合せを行い、業務を遂行しているか。	4
	各種管理記録等の整備保管	■ 業務計画書・業務日誌・出納管理帳簿及び点検・修繕・事故等の記録を整備し、保管しているか。	3
	非常時、緊急時等の対応	■ 対応マニュアル（連絡網含む）が整備、保管され、マニュアルに基づき措置を講じたか。	4
■ トラブルやクレームに対して、適切に対応しているか。			
■ 事故等が発生した場合、報告書が提出されたか。			
収支状況	適正な収支状況	■ 予算に対して適切な決算状況となっており、収入と支出のバランスが取れているか。	4
	事業コストの適切な見直し	■ 支出の内容を振り返り、事業に支障が生じない範囲で経費の節減に努めているか。	4
	修繕費の適切な執行	■ 協定で定められた修繕費については計画的に執行し、余剰金が生じた場合は市へ返還しているか。	3
建造物保守管理	法定点検	□ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	/
		□ 修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	□ 修繕工事は適切だったか。	/
設備・備品保守管理	取扱説明書	■ 機器等の取扱説明書が整備・保管されているか。	3
	法定点検及び定期点検	■ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	3
		■ 修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■ 修繕工事は適切だったか。	4
外構施設保守管理	保守点検	□ 法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	/
		□ 修理、更新等が必要な場合の報告を適切に行っているか。	
	修理	□ 修繕工事は適切だったか。	/
清掃業務	清掃	■ 清掃は適切に行われているか。	3
警備業務	防犯及び防災	■ 業務が仕様書や計画に基づいて実施されているか。	4
		■ マニュアルは作成されているか。	
		■ マスターキー等の管理は適切か。	
		■ 管理システムの対応は適切か。	

施設利用 案内	行事開催案内等	■	パンフレット等は整備されているか。	3	
		■	ホームページは見やすく、適宜更新されているか。		
		■	提案された事業は行われたか。		
	機器の管理	■	施設内の機器の操作研修を行う等、適切に管理できる体制の構築に努めているか。	3	
情報の管理	情報公開及び個人情報保護	■	情報公開の取組及び個人情報の管理は適切に行われているか。	4	
その他	その他	□	(その他施設の特性に応じた評価項目)		
合計点数		点数	56 点	100点満 点に換算し た点数	70 点
		満点の点数	80 点		

(1) 各評価項目の評価点の基準

- 5点 (協定、事業計画等に対して特に優れた項目)
- 4点 (協定、事業計画等に対して優れた項目)
- 3点 (協定、事業計画等を満たした管理の項目)
- 2点 (協定、事業計画等の水準を満たしておらず、改善を要する項目)
- 1点 (直ちに改善の指示を行うべき項目)
- 0点 (以前の改善の指示に基づく改善がされていない項目)

(2) 合計点数(100点満点換算後)の評価基準

- 100点～81点 (優良：特に優れた水準の施設管理を行っている。)
- 80点～61点 (良：優れた水準の施設管理を行っている。)
- 60点～41点 (標準：協定、事業計画等の内容を満たした施設管理を行っている。)
- 40点～21点 (要改善：全体的に施設管理の水準を見直すべき状況。)
- 20点～0点 (不適切：指定の取消し又は業務停止命令を検討すべき状況。)

(3) 各項目において1点又は0点の評価がある場合は、合計点数の評価基準にかかわらず、指定の取消し又は業務停止命令を行う場合がある。

(4) 指定管理者からの報告及び職員による立入調査に基づき、各項目のチェックを行うこと。

【管理・運営の成果、評価が低かった項目等、年度内の総括】

施設の管理運営については、おおむね良好である。

(総則)

指定管理者の業務上生じた懸案等の対応・対処について市と十分な情報共有している。

(設備・備品保守管理)

修繕は適切に行われている。経年劣化による修繕等、今後も軽微なうちに対応されたい。

(警備業務)

災害時の緊急連絡体制で的確な初動対応をしている。

【指導助言及び改善の指示の内容】

- 1 トラブルやクレームに対して適切に対応し、スタッフの身の安全を守ること。
- 2 コロナ禍で一度途絶えた行事等、再び開催できるようになったが、利用者の余暇の過ごし方が変化したことで、図書館や図書館主催事業に足を運ぶ習慣がなくなっている可能性がある。行事開催案内等に工夫を凝らし、図書館の利用促進を図ること。